

平成26年11月の主な動き、取組

1 雇用失業情勢への対応（平成26年9月内容）

有効求人数	29,892人	対前年同月比1.4%増(11ヶ月ぶりの増加)
有効求職者数	38,807人	対前年同月比3.6%減(53ヶ月連続減少)
有効求人倍率	0.76倍	対前月 0.02P増

- ・引き続き、各種支援事業、求職者支援制度、各種助成金などの活用による就職促進
- ・引き続き、積極的な求人開拓の実施
- ・若者、女性、障害者、高年齢者への就職支援の継続

2 「介護就職デイ」に就職面談会等を県内5か所で開催 ～福祉・介護サービス分野の人材確保～

3 平成26年労働災害発生状況 ―9月末―

・死亡者数	12人	前年比	7人(140.0%)増加
・休業4日以上之死傷者数	1,120人	前年比	29人(2.7%)増加

労働災害防止団体、業界団体との連携により、目標達成に向けた積極的な労働災害防止対策を講じる。

4 11月18日に「建築現場合同パトロール」を実施 ～年末年始に向けて災害防止の徹底を呼びかけ～

5 11月に「過重労働解消キャンペーン」を実施 ～過重労働などの撲滅に向けた監督指導や電話相談など～

9月の有効求人倍率は0.76倍で、 前月を0.02ポイント上回る

鹿児島県の9月の有効求人倍率(季節調整値)は0.76倍となり、前月(0.74倍)を0.02ポイント上回りました。

新規求人倍率(季節調整値)は1.26倍となり、前月(1.07倍)を0.19ポイント上回りました。

正社員有効求人倍率(原数値)は0.46倍となり、前年同月(0.44倍)を0.02ポイント上回りました。

新規求人数は前年同月に比べ11.2%増と5か月ぶりの増加となりました。

産業別では前年同月に比べ、製造業(12.1%増)は3か月ぶりの増加、卸売業、小売業(12.9%増)は5か月ぶりの増加、宿泊業、飲食サービス業(2.4%増)は2か月連続の増加、医療、福祉(8.8%増)は2か月ぶりの増加、サービス業(19.5%増)は9か月連続の増加となりました。一方、建設業(9.0%減)は11か月連続の減少、運輸業、郵便業(5.8%減)は2か月連続の減少となりました。

新規求職者数は前年同月に比べ1.7%減と3か月連続の減少となりました。

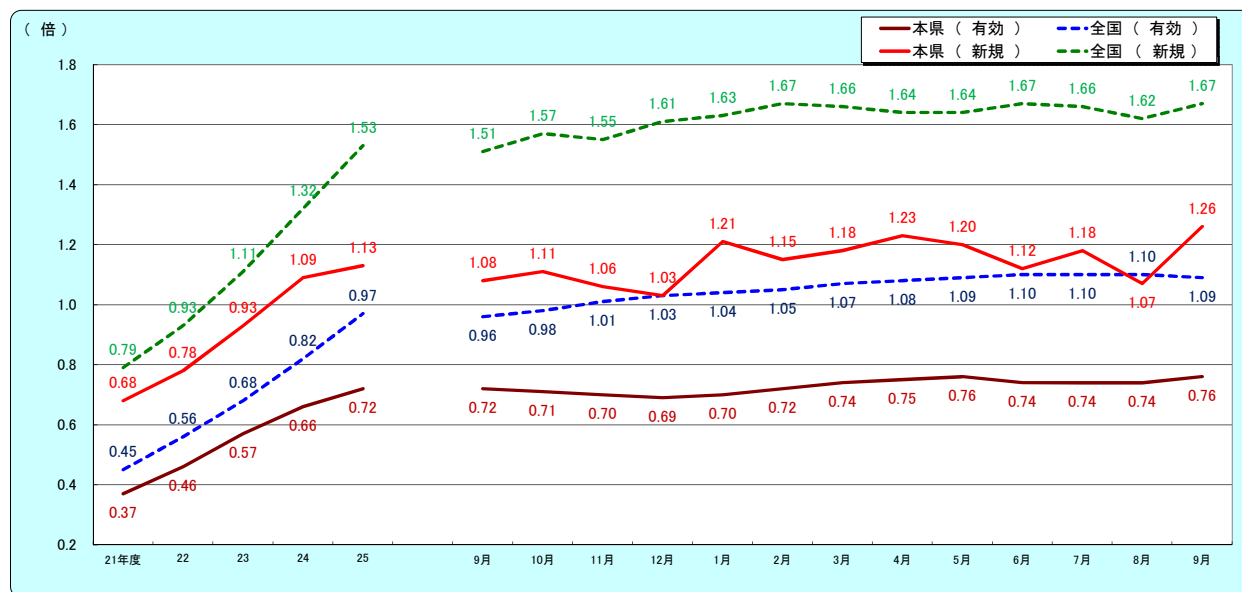
新規常用求職者について態様別に前年同月比でみると、在職求職者(0.4%減)は4か月ぶりの減少、離職求職者(2.5%減)は9か月連続の減少、無業求職者(3.7%減)は14か月連続の減少となりました。

離職求職者の内訳では事業主都合離職者(2.3%減)は9か月連続の減少、自己都合離職者(2.4%減)は2か月ぶりの減少となりました。

政府の10月の月例経済報告では、景気の基調判断を、「景気は、このところ弱さがみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」として2か月連続で引き下げました。また、雇用情勢については、「着実に改善している。」として8か月連続で据え置きました。

鹿児島県の雇用情勢は、有効求人倍率が4か月ぶりに改善したものの、有効求人数の増加幅が小幅にとどまっていることから、今後の動きには引き続き注視が必要と思われます。

鹿児島労働局では、現下の雇用情勢に適切に対応するため、若者・女性・障害者・高齢者の就業実現、地域の実情を踏まえた公共職業訓練や求職者支援訓練の推進、就職困難者等すべての求職者の就労に向けた重層的なセーフティネットの構築による就労・生活支援対策に積極的に取り組み、今後とも一層効果的な行政の展開に努めてまいります。



平成26年度 鹿児島労働局 安定所別 有効求人倍率(原数値)

※パートタイムを含む 様式3

安定所		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
鹿児島地域	有効求職	16,597	16,595	16,424	15,531	15,187	15,120							95,454
	有効求人	12,618	12,115	12,027	12,667	12,643	13,437							75,507
	求人倍率	0.76	0.73	0.73	0.82	0.83	0.89							0.79
北薩地域	有効求職	5,827	5,579	5,450	5,204	5,228	5,196							32,484
	有効求人	3,805	3,622	3,452	3,547	3,555	3,714							21,695
	求人倍率	0.65	0.65	0.63	0.68	0.68	0.71							0.67
川内	有効求職	2,908	2,815	2,730	2,613	2,596	2,573							16,235
	有効求人	1,779	1,650	1,572	1,673	1,699	1,783							10,156
	求人倍率	0.61	0.59	0.58	0.64	0.65	0.69							0.63
出水	有効求職	2,212	2,080	2,078	1,978	2,046	2,057							12,451
	有効求人	1,496	1,427	1,346	1,382	1,395	1,472							8,518
	求人倍率	0.68	0.69	0.65	0.70	0.68	0.72							0.68
宮之城	有効求職	707	684	642	613	586	566							3,798
	有効求人	530	545	534	492	461	459							3,021
	求人倍率	0.75	0.80	0.83	0.80	0.79	0.81							0.80
大隅地域	有効求職	5,635	5,487	5,270	5,133	4,960	5,056							31,541
	有効求人	4,067	3,735	3,646	3,737	3,824	4,191							23,200
	求人倍率	0.72	0.68	0.69	0.73	0.77	0.83							0.74
鹿屋	有効求職	3,735	3,570	3,410	3,342	3,256	3,267							20,580
	有効求人	2,770	2,496	2,447	2,498	2,566	2,756							15,533
	求人倍率	0.74	0.70	0.72	0.75	0.79	0.84							0.75
大隅	有効求職	1,900	1,917	1,860	1,791	1,704	1,789							10,961
	有効求人	1,297	1,239	1,199	1,239	1,258	1,435							7,667
	求人倍率	0.68	0.65	0.64	0.69	0.74	0.80							0.70
南薩地域	有効求職	5,066	4,957	4,824	4,643	4,503	4,665							28,658
	有効求人	3,540	3,203	3,090	2,987	2,757	2,931							18,508
	求人倍率	0.70	0.65	0.64	0.64	0.61	0.63							0.65
加世田	有効求職	1,851	1,793	1,789	1,705	1,673	1,732							10,543
	有効求人	1,417	1,367	1,308	1,324	1,191	1,214							7,821
	求人倍率	0.77	0.76	0.73	0.78	0.71	0.70							0.74
伊集院	有効求職	2,011	1,970	1,909	1,793	1,698	1,753							11,134
	有効求人	1,267	1,017	999	941	880	916							6,020
	求人倍率	0.63	0.52	0.52	0.52	0.52	0.52							0.54
指宿	有効求職	1,204	1,194	1,126	1,145	1,132	1,180							6,981
	有効求人	856	819	783	722	686	801							4,667
	求人倍率	0.71	0.69	0.70	0.63	0.61	0.68							0.67
始良地域	有効求職	6,129	6,127	5,963	5,724	5,621	5,977							35,541
	有効求人	3,713	3,755	3,780	3,528	3,620	3,823							22,219
	求人倍率	0.61	0.61	0.63	0.62	0.64	0.64							0.63
国分	有効求職	5,254	5,297	5,197	5,010	4,900	5,243							30,901
	有効求人	3,250	3,323	3,354	3,082	3,188	3,379							19,576
	求人倍率	0.62	0.63	0.65	0.62	0.65	0.64							0.63
大口	有効求職	875	830	766	714	721	734							4,640
	有効求人	463	432	426	446	432	444							2,643
	求人倍率	0.53	0.52	0.56	0.62	0.60	0.60							0.57
熊毛地域	有効求職	739	752	885	874	724	704							4,678
	有効求人	543	510	521	536	529	635							3,274
	求人倍率	0.73	0.68	0.59	0.61	0.73	0.90							0.70
奄美地域	有効求職	2,025	2,089	2,113	2,104	2,084	2,089							12,504
	有効求人	1,192	1,139	1,120	1,131	1,108	1,161							6,851
	求人倍率	0.59	0.55	0.53	0.54	0.53	0.56							0.55
県計	有効求職	42,018	41,586	40,929	39,213	38,307	38,807							240,860
	有効求人	29,478	28,079	27,636	28,133	28,036	29,892							171,254
	求人倍率	0.70	0.68	0.68	0.72	0.73	0.77							0.71

※地域別：安定所の管轄区分

鹿児島地域 … 鹿児島
北薩地域 … 川内、出水、宮之城
大隅地域 … 鹿屋、大隅
南薩地域 … 加世田、伊集院、指宿

始良地域 … 国分、大口
熊毛地域 … 熊毛
奄美地域 … 名瀬

「介護就職デイ」に各地で就職面談会等を開催します

福祉・介護サービスの分野は、今後、さらに高齢化の進行が予想されることから、最も人材確保に取り組んでいかなければならない分野であり、働きがいのある職場として社会的に認知され、特に若い世代から就職を希望されるようにする必要があります。

厚生労働省では、高齢者や障害者等に対する介護に関し、国民への啓発を重点的に実施するための日として、平成20年度から、「11月11日」を「介護の日」と定めています。また、「介護の日」を中心に、11月4日から17日までを「福祉人材確保重点実施期間」と定め、関係機関と連携して、福祉・介護サービスへの理解を一層深めるための普及啓発や、人材の確保・定着を促進する取組に努めています。

鹿児島県内の各ハローワークでは、11月中の1日を「介護就職デイ」と定め、就職面談会等を開催します。介護の仕事に興味のある方は是非ご参加ください。（表参照）

開催日時	開催場所	実施内容
11月4日（火） 10:00～15:00	ハローワーク指宿 （指宿市東方9489-11）	職業相談
11月11日（火） 13:30～16:00	かごしま県民交流センター大ホール （鹿児島市山下町14-50）	就職面接会 職業相談
11月11日（火） 13:00～15:00	ハローワーク加世田 （南さつま市加世田東本町35-11）	職業相談
11月18日（火） 14:00～16:00	ハローワーク名瀬 （奄美市名瀬長浜町1-1）	職場がイッスン 職業相談
11月20日（木） 13:00～16:00	薩摩川内市総合福祉会館 2階大ホール （薩摩川内市永利町4107-1）	就職面談会 職業相談

（職業安定部職業対策課）

休業4日以上之死傷者数は1,120人で、29人増加

～労働災害の死亡者数も増加～

鹿児島労働局管内の労働災害発生状況（平成26年9月末）をみると、休業4日以上之死傷者数は1,120人で、対前年比で29人（2.7%）増となりました。また、死亡者数は12人で、対前年比7人（140%）増となり、昨年1年間の死亡者数に並びました。

業種別にみると、死傷者数が増加しているのは、商業の33人増、保健衛生業の21人増、接客娯楽業の11人増となっています。

また、死亡災害については、製造業が3人増、建設業と運輸交通業がそれぞれ2人増となっています。

- ① 死傷者数について、業種ごとの特徴をみると、
 - * 全産業⇒重篤な災害に直結する「墜落・転落災害」が、最も多く2割余り発生
 - * 製造業⇒機械等に「挟まれ・巻き込まれ災害」が約1／4発生
 - * 建設業⇒「墜落・転落災害」が5割近く発生
 - * 昨年増加した小売業、飲食店、陸上貨物運送事業が、今年になっても増加している。
 - * 全産業に占める第三次産業の割合が、昨年同期比で約4ポイント増加し、約4割。
- ② 12人の死亡者数の半数が墜落・転落災害で、挟まれ・巻き込まれ含めると75%となり、第12次防災計画で、重篤災害に重点を絞って取り組んでいる事故の型そのものとなっている。
 - * 特に、8月だけで4人が亡くなり、うち3人が墜落・転落災害である。
 - * 第三次産業でも2人亡くなっている。
 - * 昨年は10月～12月までの3ヶ月間だけで、7人の方が亡くなっている。

鹿児島労働局として、労働災害で被災される方を一人でもなくしていくという強い姿勢で、労働災害防止団体、業界団体等との連携により、目標達成に向けた積極的な労働災害防止対策を講じていくこととしています。

（労働基準部健康安全課）

【第12次労働災害防止計画】
 強調文字 ⇒ 件数減少重点業種
 強調文字（*）⇒ 重篤災害減少重点業種

平成26年 業種別死傷災害発生状況（9月末）

鹿児島労働局

	平成26年		平成25年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	1120	12	1091	5	+2.7%	+140%
1 製造業（*）	235	3	237		-0.1%	+∞%
1 食料品製造業	140	1	138			
4 木材・木製品製造業	15		18			
9 窯業土石製品製造業	9		13			
11～12 金属製品製造業	18		7			
13～15 機械機具製造業	20		16			
上記以外の製造業	33	2	45			
2 鉱業	3		3			
3 建設業（*）	177	4	191	2	-7.3%	+100%
1 土木工事業	67	1	75	2		
2 建築工事業	98	3	96			
3 その他の建設業	12		20			
4 運輸交通業	142	2	135			
1 鉄道・航空機業	4		4			
2 道路旅客運送業	14	1	10			
3 道路貨物運送業	124	1	121			
4 その他の運輸交通業						
5 貨物取扱業	8	1	7			
1 陸上貨物取扱業	3		1			
2 港湾運送業	5	1	6			
6 農林業	55		62	1		
1 農業	20		31			
2 林業（*）	35		31	1		
7 畜産・水産業	53		62	1		
8 商業	177	1	144			
1 卸売業	30		26			
2 小売業	132	1	105			
3 理美容業			1			
4 その他の商業	15		12			
9 金融・広告業	5		11			
11 通信業	8		10			
12 教育・研究業	11		9			
13 保健衛生業	119		98			
1 医療保健業	52		38			
2 社会福祉施設	62		58			
3 その他の保健衛生業	5		2			
14 接客娯楽業	73	1	62	1		
1 旅館業	19	1	16	1		
2 飲食店	36		29			
3 その他の接客娯楽業	18		17			
上記以外の事業	54		60			
10 映画・演劇業			1			
15 清掃・と畜業	31		22			
16 官公署			1			
17 その他の事業	23		36			
陸上貨物運送事業（4-3・5-1）	127	1	122			
第三次産業（8～17）	447	2	394	1		

- ① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したもの。
- ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。
- ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
- ④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。

11 月 18 日に「建築現場合同パトロール」を実施します ～災害防止の徹底を呼びかけ～

鹿児島労働局管内の労働災害発生状況（平成 26 年 9 月末）をみると、休業 4 日以上之死傷者数は 1,120 人（全業種）となり、対前年比で 29 人増加しています。

この中で、建築工事業をみると、休業 4 日以上之死傷者数では、2 人の増加となっており、23 年からの増加傾向に歯止めがかからない状況となっています。

また、死亡災害をみると、3 人増加しており、憂慮すべき状況となっています。

鹿児島労働局としては、鹿児島県建築協会等と合同で、鹿児島市内の建築現場のパトロールを実施し、建築現場の現況把握とともに、安全衛生管理体制等を確認し、災害の多発傾向にある年末年始に向けて、災害防止の徹底を呼びかけます。

1 日 時 平成 26 年 11 月 18 日（火曜日）

2 参加団体 鹿児島労働局 鹿児島労働基準監督署
鹿児島県建築協会
建設業労働災害防止協会鹿児島県支部
建築専門業団体

報道関係者 各位

平成 26 年 10 月 28 日

【照会先】

鹿児島労働局労働基準部監督課

課 長 稲富 正則

主任監察監督官 上ノ原 勉

(電話) 0 9 9 (2 2 3) 8 2 7 7

(FAX) 0 9 9 (2 2 3) 0 5 7 5

「過重労働解消キャンペーン」を 11 月に実施します ～過重労働などの撲滅に向けた監督指導や無料の電話相談などを実施～

厚生労働省では、9 月 30 日に設置した「長時間労働削減推進本部」(本部長:塩崎 恭久 厚生労働大臣)の決定を踏まえ、「過重労働解消キャンペーン」を 11 月に実施します。

今年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略改訂 2014」において、「働き過ぎ防止の取組強化」が盛り込まれ、また同じく 6 月に「過労死等防止対策推進法」が成立するなど、長時間労働対策の強化が喫緊の課題となっていることから、今回のキャンペーンにより、長時間労働削減に向けた取組を推進していきます。

鹿児島労働局(局長 岩崎 修)では、本キャンペーンとして、著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた監督指導や過重労働に関する全国一斉の無料電話相談といった取組を予定しています。(詳細は別紙)

【取組概要】

1 労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対し、鹿児島労働局長名の文書による協力要請を行います。

2 重点監督を実施します

若者の「使い捨て」が疑われる企業や、長時間の過重な労働による過労死などに関して労災請求が行われた事業場などへ監督指導を行います。

3 電話相談を実施します

「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

実施日時 : 11 月 1 日(土) 9 : 00～17 : 00

フリーダイヤル : 0 1 2 0 (7 9 4) 7 1 3

4 企業における自主的な過重労働防止対策を推進します

企業の労務担当責任者などを対象に、全国 8 か所(北海道、宮城、東京、愛知、大阪、広島、香川、福岡)で計 10 回、「過重労働解消のためのセミナー」(委託事業)を実施します。

《過重労働解消キャンペーン特設ページ》

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign.html>

平成 26 年度過重労働解消キャンペーンの概要

1 実施期間

平成 26 年 11 月 1 日（土）から 11 月 30 日（日）までの 1 か月間

2 具体的な取組

（１）労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、厚生労働大臣、副大臣、大臣政務官が、使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施について、協力要請を行い、労使の主体的な取組を促します。

（２）重点監督を実施します

ア 監督の対象とする事業場等

① 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等を端緒に、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等を把握し、重点監督を実施。

※ 監督指導の結果、法違反の是正が図られない場合は、是正が認められるまで、ハローワークにおける職業紹介の対象としない。

② 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等に対して、重点監督を実施。

イ 重点的に確認する事項

① 時間外・休日労働が 36 協定の範囲内であるかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導。

② 賃金不払残業がないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導。

③ 不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導。

④ 長時間労働者については、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導。

ウ 書類送検

重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。

（３）電話相談を実施します

フリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を実施し、都道府県労働局の担当官が、相談に対する指導・助言を行います。

フリーダイヤル なくしましょう 長い残業
0 1 2 0 - 7 9 4 - 7 1 3

平成 26 年 11 月 1 日（土）9：00～17：00

※ 「過重労働解消相談ダイヤル」以外にも、相談や情報提供を受け付けます。

ア 最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署（開庁時間 平日 8：30～17：15）

イ 労働条件相談はっとライン【委託事業】

本年 9 月から、平日夜間・土日に、誰でも労働条件に関して、無料で相談を受け付けています。

フリーダイヤル は い ! 労働
0 1 2 0 - 8 1 1 - 6 1 0

月・火・木・金 17:00～22:00、土・日 10:00～17:00

URL:<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000054880.html>

ウ 労働基準関係情報メール窓口

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報を受け付けています。

URL:http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/mail_madoguchi.html

(4) 周知・啓発を実施します

使用者等へのリーフレットの配布、広報誌、ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨などについて広く国民に周知を図ります。

(5) 企業における自主的な過重労働防止対策を推進します

事業主、労務担当責任者等を対象に、全国8か所（北海道、宮城、東京、愛知、大阪、広島、香川、福岡）で計10回、「過重労働解消のためのセミナー」【委託事業】を実施します。

URL: <http://過重労働解消.jp/>

働き過ぎ!…じゃないですか?

あなたは一日の中でどのくらい仕事をしていますか?

効率の良い仕事をする環境がありますか?

健康なからだ、適切な労働時間、健全な労働環境。

この機会に一度、みなおしてみませんか?

これは…
今日中に…

～過重労働、賃金不払残業をなくしましょう～

11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。

過重労働等に関する相談はこちら

無料

「過重労働解消
相談ダイヤル」

フリーダイヤル なくしましょう 長い 残業

0120-794-713

11月1日(土) 9:00～17:00

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign.html>



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。

平成26年の通常国会で「過労死等防止対策推進法」が成立しました。この法律では、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は横ばいで推移するとともに、脳・心臓疾患、精神障害に係る労災認定が高水準で推移するなど、依然として恒常的な長時間労働の実態が認められるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。

時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

労働基準法第37条に違反する、賃金不払残業は、あってはならないものです。

これらの問題の
解消のためには…

過重労働による健康障害を防止するために※1

①時間外・休日労働時間の削減

- ◇ 時間外労働協定は、限度基準※2に適合したものとする必要があります。
- ◇ 月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。
- ◇ 休日労働についても削減に努めましょう。

②労働者の健康管理に係る措置の徹底

- ◇ 健康管理体制を整備し、健康診断を実施しましょう。
- ◇ 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。



賃金不払残業を解消するために※3

- ① 労働時間適正把握基準※4を遵守しましょう。
- ② 職場風土を改革しましょう。
- ③ 適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ④ 労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

※1「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」（平成18年3月、厚生労働省）

※2「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」（平成10年労働省告示第154号）

※3「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」（平成15年5月、厚生労働省）

※4「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（平成13年4月、厚生労働省）

これらについて、あなたの職場で守られているか疑問のある方は、無料電話相談にご相談ください。

過重労働解消
相談ダイヤル

フリーダイヤル
0120-794-713

なくしましょう
長い残業
平成26年11月1日(土) 9:00～17:00

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。

都道府県労働局または労働基準監督署（開庁時間 平日8:30～17:15）

労働条件相談ホットライン
フリーダイヤル
0120-811-610（月・火・木・金17:00～22:00、土・日10:00～17:00）

労働基準関係情報メール窓口（情報提供）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html